都市づくりに関するシンポジウム・イベント等開催支援要綱

(目的)

第1条 本要綱は、都市づくりに関するシンポジウムやイベント等の開催により、地域の 活性化や、社会情勢の変化に合致した新たな情報・知識を広く都民に提供することを目 的とし、公益財団法人東京都都市づくり公社(以下「公社」という。)が支援助成を実施 するために必要な事項を定めるものとする。

(要件)

- 第2条 支援対象となるシンポジウム・イベント等の内容は、以下の全ての項目に該当するものとする。
 - (1)開催により申請者自らが居住、または事業活動する地域の活性化が図られるもの。 あるいは社会情勢の変化に合致した新たな情報・知識を広く当該地域住民に提供可能 であると認められるもの。
 - (2)公益性、独創性、実効性が有り、当該地域にとって必要性が高いと認められ、その 案内文やプログラムその他頒布物等に、支援者である公社の名称等が明らかとなるよ うな字句を付すことが可能なもの。
 - (3)東京都内で開催されるもの。
- 2 申請者は、以下の全ての項目に該当するものとする。
 - (1)対象となる地域に居住、または事業所を有する個人及び法人5名以上のグループ(以下「住民グループ」という。)
 - (2)シンポジウム・イベント等を開催する主催者。
 - (3)資金の管理、完了後の報告など、その開催を責任を持って実行し、シンポジウム・イベント等を効率的に実施できる者。
- 3 次のいずれかに該当する者が代表あるいは所属する住民グループについては、支援を 受けることができない。
- (1)成年被後見人又は被保佐人 (2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで 又は執行を受けることがなくなるまでの者 (3)日本国憲法施行の日以後において、日本 国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を 結成し、又はこれに加入した者 (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2条第6項に定める者、又はそれに準ずる者 (5)政治活動及び宗教活動に、整備後の施 設の利用を予定している者 (6)その他、反社会的団体又は公序良俗に反する団体等に所 属している者
- 4 申請の数は 1 グループで 1 件とし、複数又は重複しての応募は出来ない。ただし、シンポジウム・イベント等のテーマが異なる場合はこの限りではない。

(助成の金額・募集)

- 第3条 助成1件あたりの金額は100万円を限度とする。年間の件数及び総額は、公社の 事業計画及び予算をもって決定する。
- 2 公社は、前項の決定を受けて、公社ホームページ等に募集件数を含む募集要領を公開し、申請を受け付けるものとする。

(助成金の使涂)

第4条 助成金の使途は、当該都市づくりに関するシンポジウム・イベント等の開催にか かるもののみとし、別表1に掲げるとおりとする。

(申請・決定と支払)

- 第5条 支援を申請する住民グループは、シンポジウム・イベント等開催支援申請書(様式1)を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の申請書を審査し、支援の採否とその金額を決定する。採用された住民 グループには、決定助成額の 5 割相当額を前払いするものとし、採否を含めたその内容 について通知(採用:様式2、非採用:様式3)する。
- 3 前項で採用通知を受けた住民グループは、前払い金に係る承諾書兼請求書(様式4)を、 公社に提出し、公社はその金額を住民グループに支払う。
- 4 住民グループは、申請内容に変更が生じた場合、シンポジウム・イベント等開催支援 変更届(様式5)を公社に提出し、承認を受けなければならない。
- 5 公社は第6条第1項3号の最終報告に基づき、支出金額の使途を審査のうえ、最終の 助成金額を決定し、その内容について住民グループに通知(様式7)する。
- 6 前項の通知を受けた住民グループは、最終の助成金額に係る承諾書兼請求書(様式 4) を公社に提出し、公社はその金額を住民グループに支払う。

(報告)

- 第6条 住民グループは、次の各号のいずれかに該当する場合、シンポジウム・イベント 等開催支援報告書(様式6)を公社に提出しなければならない。
 - (1)シンポジウム・イベント等の遂行が困難になったとき。
 - (2)シンポジウム・イベント等完了後の報告。
- 2 助成を受けた住民グループは、シンポジウム・イベント等完了後、公社から要請が有った場合には、公社の指定する報告会等において、その成果を報告しなければならない。

(決定の取消等)

第7条 公社は、助成を受けた住民グループが、次の各号のいずれかに該当した場合、シンポジウム・イベント等開催支援取消(変更)決定通知書(様式 8)において、支援の

決定の全部若しくは一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1)虚偽の申請・報告が発覚したとき
- (2)シンポジウム・イベント等の遂行が困難になったとき
- (3)その他公社が不適切と判断したとき
- 2 前項の規定は、支援の額の確定があった後においても適用する。

(助成金の返還)

- 第8条 公社は、助成グループが、次の各号のいずれかに該当した場合、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。
 - (1)完了後の報告において余剰金が発生したとき。
 - (2) 第7条の規定により支援の決定の取り消し等を行ったとき。
- 2 前項の規定により返還を命ぜられた住民グループは、定められた期限までにその助成 金を返還しなければならない。

(個人情報)

第9条 公社は、支援の実施に際し、公社個人情報保護規程・個人情報保護管理要綱に基づき、個人情報の適正な管理を行うものとする。

(管轄裁判所)

第10条 本要綱から生じる、一切の法律関係に基づく訴えについては、公社本社の所在地 を管轄する地方裁判所をもって専属管轄裁判所とする。

(その他)

第11条 本要綱に定めのない事項は、別途公社が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

別表 1

項目	備考(経費の内訳)
人件費	※アルバイト、調査・ヒアリングの謝金、報酬、賃金等。
	申請者本人の人件費は認められない。
資料費	※図書等
消耗品費	※文具等。パソコン等の購入・飲食費は認められない。
旅費	※国内外出張費等
印刷製本費	※資料等印刷・コピー料金、成果書等の製本代等
通信運搬費	※国内外電話 FAX 料金、郵送・運搬費等
借料及び損料	※機械・器具の借料及び損料、会場借料等
委託費	※開催にかかる業務の一部を委託するための経費